

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開 示	一部開示	不 開 示	却 下	取 下 げ	検 討 中
知 事	2,804 (28)	2,081 (10)	541 (17)	73 (1)	0	74	35
病院事業管理者	7	5	2	0	0	0	0
議 会	21	3	12	6	0	0	0
教育委員会	91	63	18	10	0	0	0
選挙管理委員会	24	15	6	1	0	2	0
公安委員会	2	0	1	0	0	0	1
警察本部長	208 (3)	100	88 (2)	13 (1)	0	3	4
地方独立行政法人青森県 産業技術センター	2	0	2	0	0	0	0
青森県土地開発公社	1	1	0	0	0	0	0
青森県道路公社	1	0	1	0	0	0	0
計	3,161 (31)	2,268 (10)	671 (19)	103 (2)	0	79	40

注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計103件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは99件であり、不開示の計(2)件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは2件である。

2 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の状況

(1) 件数及び処理の状況

件 数	処 理 の 状 況 (件)					
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
12 (1)	1	0 (1)	2	0	0	9

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

- (2) 審査請求があった日から青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した日までの期間が90日を超えた事案
審査請求があった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかった。
- (3) 審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案
審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかった。